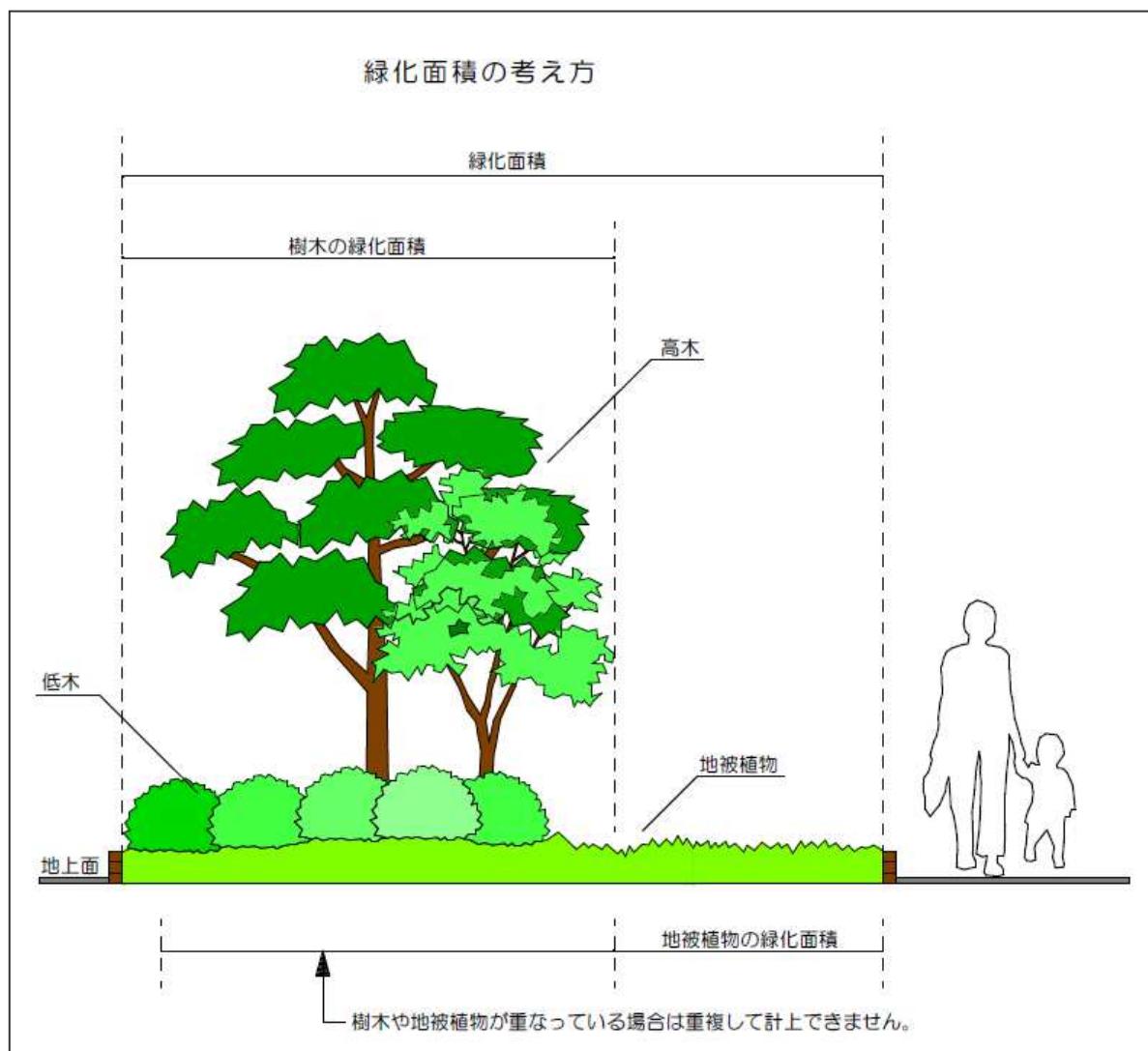


緑化面積の算出の手引き

令和2年12月1日改正

- ・緑化面積とは、緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木）の水平投影面積をいう。
- ・緑化面積は、次の①、②のいずれかの方法によって算出される面積の合計とします。
ただし、それぞれ算出した緑化面積で重複している部分は算入することはできません（下図参照）。

- ① 単木で植栽する場合は、樹冠の水平投影面積の合計で算出する。
- ② 植栽樹等に囲まれた土地に様々な緑化をする場合は、植栽樹等に囲まれた面積を算出する。



① 単木で、樹冠の水平投影面積で算出する緑化面積

- ・樹木の樹冠の水平投影面積を緑化面積とします。
- ・樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合でも、植栽基盤外の樹冠の水平投影面積を緑化面積に算入することができます。



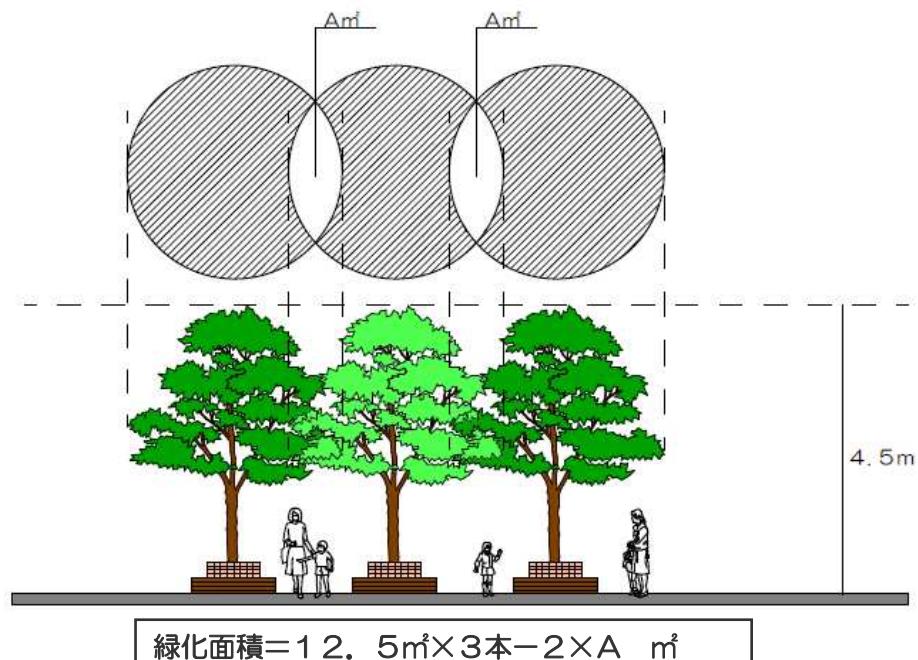
・簡易な算出方法

次の表は、樹木の樹冠の水平投影面積を樹高に応じて簡易に算出する方法で、樹高に応じて水平投影面積を樹木1本当たりの緑化面積として算出してください。

この方法は、樹高1m以上の樹木について簡便に緑化面積を求めることができる方法であり、樹冠同士の重なりや地被植物等との重なりのない植栽を行う場合はこの方法が適しています。

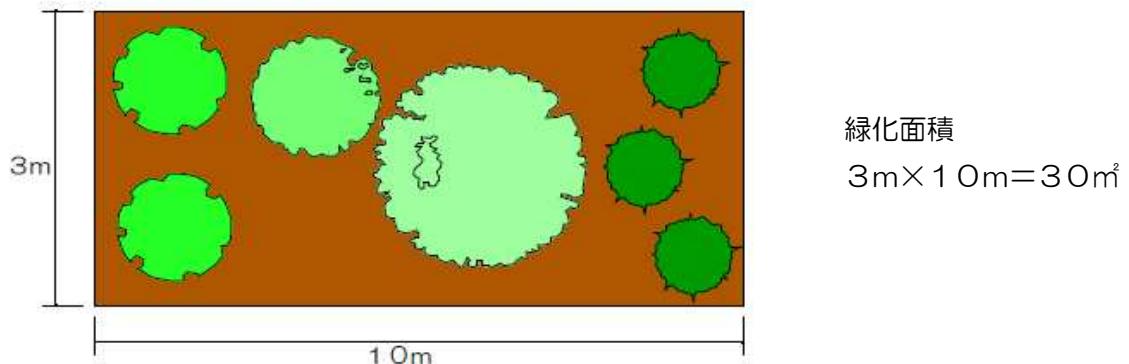
樹高	半径	水平投影面積
1.0m 以上 2.5m 未満	1. 0m	3. 0m ²
2.5m 以上 4.0m 未満	1. 5m	7. 0m ²
4.0m 以上	2. 0m	12. 5m ²

- ・ただし、樹木が連続して植栽され、樹冠部が重なっている場合は、重複部を除いて下さい。

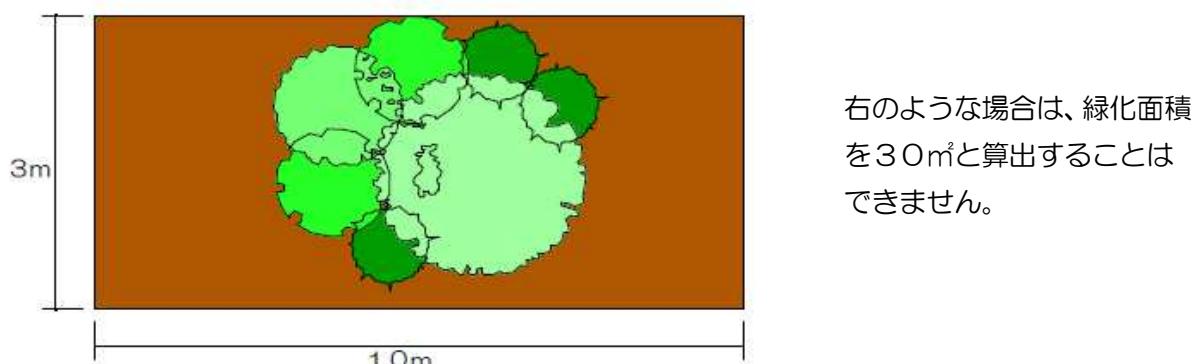


- ② 植栽樹等に囲まれた土地に様々な緑化をする場合は、植栽樹等に囲まれた面積を算出する。

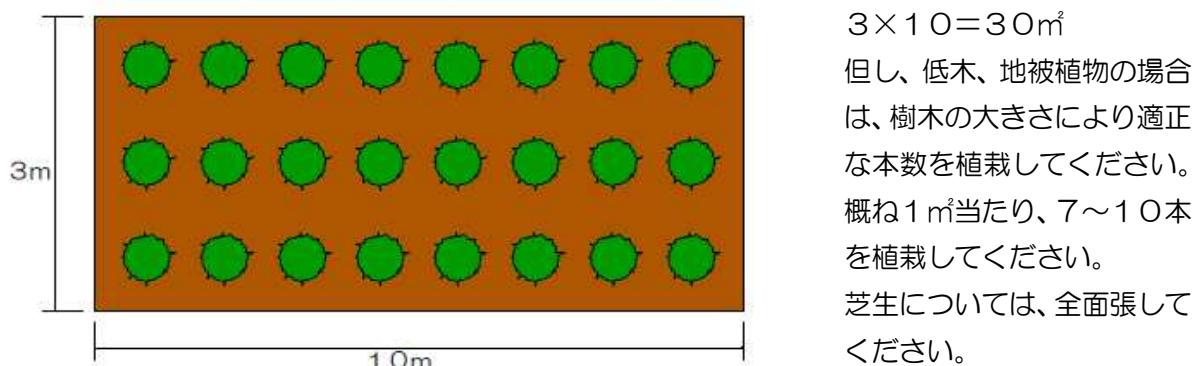
・様々な緑化がされ、適正な樹木の配置が行われている場合



・様々な緑化がされ、不適正な樹木の配置が行われている場合



・低木、地被植物が適正に植栽されている場合



※ 緑化については、樹木の植栽が好ましいが、芝生等の地被植物も可能とする。